長期欠席議員の報酬について（中核市まとめ）※令和７年６月に豊田市が行った調査を基に作成

名前	問１－１　支給停止、減額又はその他の規定の有無	①議員の逮捕・拘留による長期欠席	①の場合の減額等の内容	②災害や疾病等、やむを得ない事情による長期欠席	②の場合の減額等の内容	③自己都合による長期欠席	③の場合の減額等の内容	④その他の理由による長期欠席	④欠席理由	④の場合の減額等の内容	問２－２　その他の規定の有無	その他の規定内容（自由記述）	問３－１　問１－１で「ある」と回答した規定の根拠を御教示ください	上記で「その他」を選択した場合、詳細を御教示ください。	問３－３　条例の施行時期を御教示ください。	問３－４　条例の制定・改正に至った経緯を御教示ください。	問４　減額等規定を適用した実績がある場合は御教示ください。	減額等規定を適用した際の欠席理由	減額等規定の適用期間
青森県八戸市議会	ある	ない		ない		ない		ある	【報酬】病気その他正当な理由がなく引き続いて2回以上定例会又は臨時会(以下「定例会等」という。)の招集に応じない場合。 【期末手当】基準日以前6箇月以内の期間において、病気その他正当な理由がなく定例会等の招集に全く応じなかった場合。	【報酬】招集に応じなかった2回目の定例会等の会期の末日の属する月の翌月から招集に応じた定例会等の会期の初日の属する月の前の月までの分の議員報酬は支給しない。【期末手当】当該基準日に係る期末手当は支給しない。	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		昭和56年6月30日	不明	適用したことがない		
秋田県秋田市議会	ある	ある	長期欠席した場合の翌月から3割減額（別紙「秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例」第２条第10項を参照）	ある	長期欠席した場合の翌月から3割減額（別紙「秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例」第２条第10項を参照）	ある	長期欠席した場合の翌月から3割減額（別紙「秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例」第２条第10項を参照）	ある	別紙「秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例」第２条第10項を参照	長期欠席した場合の翌月から3割減額（別紙「秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例」第２条第10項を参照）	支給停止又は減額以外の規定あり	秋田市議会会議規則	その他	「秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例」第２条第10項、第５条第３項	令和3年12月22日	本会議や委員会への欠席事由を明文化し、出産について産前・産後期間にも配慮した規定を整備することについて、令和3年中に当市議会において検討・協議し、改正に至った。	適用したことがない		
茨城県水戸市議会	ある	ない		ない		ない		ある	議員報酬を受ける者が招集を受けた場合において，理由なく出席しないとき	当月分は支給しない	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		平成4年9月22日	不明	適用したことがない		
埼玉家川口市議会	ある	ない		ない		ない		ある	地方自治法第135条第1項第3号に規 定される一定期間の出席停止の罰則	各月における不支給期間の日数に応じて、当該不支給期間の属する日の現日数を基礎として日割によって計算した額	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		平成27年12月21日	1会派より議会改革推進委員会における検討項目として提案された。 出席停止期間は本会議や委員会に出席するという市議会議員として最も重要かつ本来的な職務を遂行しておらず、当該期間の報酬を受けることは財源が税金であることからも住民の理解を得られないとの理由から、平成27年12月定例会にて議員提案でなされ、起立者多数によって可決された。	適用したことがない		
愛知県岡崎市議会	ある	ある	一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会の全てを欠席した場合は、当該定例会の開会月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。	ある	※公務上の災害は「なし（出席議員と同額を支給）」、疾病の場合は、条件あり（条例第４条の３参照）	ある	一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会の全てを欠席した場合は、当該定例会の開会月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。	ある	?公務上の災害、?感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第１項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はこれらの疑いのある者であること、?出産、?病院又は診療所への入院及び退院後の療養　以外の事由	一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会の全てを欠席した場合は、当該定例会の開会月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		令和5年10月2日	病気療養を理由に約２年半にわたり公務を欠席した北九州市議や、道路交通法違反に問われながら体調不良を理由に会議の欠席を続けた東京都議に議員報酬が支払われたことを問題視し、両議会とも議員報酬の不支給や減額を定めた条例を制定するなど、公務の長期欠席の際の議員報酬の支給について見直しを行う議会があったため。	適用したことがない		
大津市議会局議会総務課	ある																		
八尾市議会局議事政策課	ある																		
大阪府枚方市議会	ある	ある	刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分(以下「逮捕等」という。)を受けた期間(１日のうちに逮捕等をされていなかった時間がある日を除く。)は、報酬の支給を一時差し止める。また、当該期間及び刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された期間の日数に応じて、当該収容された期間の属する月の日数を基礎として日割計算により算出した額を減額する。	ない		ない		ない				規定なし		その他	本市ではもともと「枚方市報酬及び費用弁償に関する条例」において議員報酬についても規定していた。平成19年第４回定例会において議員報酬の減額に関する条項が規定された。その後、自治法改正の趣旨を踏まえ、議員報酬等に関する規定を分離し、平成20年９月19日に「市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を制定した。	平成20年9月19日	平成19年度、本市において、特別職が被疑者となる刑事事件が発生した。当該事件を受け、市長部局においては、市長の給与等について、逮捕等をされた場合に減額等の措置を講じる特別措置条例が制定された。議会としても、当該事件を重く受け止め、議員の報酬及び期末手当について市長と同様の措置を講じるため、平成19年第４回定例会において、報酬及び費用弁償条例の一部改正条例を満場一致で可決した。 ※枚方市議会会議録_H19.12.21本会議録参照	適用したことがない		

名前	問１－１　支給停止、減額又はその他の規定の有無	①議員の逮捕・拘留による長期欠席	①の場合の減額等の内容	②災害や疾病等、やむを得ない事情による長期欠席	②の場合の減額等の内容	③自己都合による長期欠席	③の場合の減額等の内容	④その他の理由による長期欠席	④欠席理由	④の場合の減額等の内容	問２－２　その他の規定の有無	その他の規定内容（自由記述）	問３－１　問１－１で「ある」と回答した規定の根拠を御教示ください	上記で「その他」を選択した場合、詳細を御教示ください。	問３－３　条例の施行時期を御教示ください。	問３－４　条例の制定・改正に至った経緯を御教示ください。	問４　減額等規定を適用した実績がある場合は御教示ください。	減額等規定を適用した際の欠席理由	減額等規定の適用期間
吹田市議会	ある	ない		ある	疾病その他の理由により同一の任期中の連続する３回以上の定例会及び当該連続する３回以上の定例会の間に開かれた会議等の全てを欠席した場合の議員報酬の月額は議員報酬の月額に、次の各号に掲げる連続して欠席した定例会の回数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　３回　100分の80（２）　４回　100分の60（３）　５回100分の40（４）　６回　100分の20（５）　７回以上　0	ない		ある	疾病その他の理由による。	問２-１①、③については、④のその他の理由に該当し、減額の対象となり得るため、必ずしも出席議員と同額となるわけではない。	支給停止又は減額以外の規定あり	欠席した理由が次の各号のいずれかに該当するときは、前２項の規定は、適用しない。 （１）　公務上の災害又は通勤による災害 （２）　前号に掲げる理由に準ずるものとして議長が認める理由	議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		平成24年10月1日	当時の正副議長及び議会運営委員会正副委員長から「現行の条例では、議員が病気その他の事由により長期間議員活動を行うことができない場合に、当該議員が報酬の減額や返上を希望しても、公職選挙法で禁止されている寄付行為に該当してしまうため、条例に定めてはどうか。」と提案があり、改正に至った。	適用したことがない		
大阪府東大阪市議会	ある	ある	閉会日の属する月の翌月分以後の議員報酬から当該定例会等の会期の日数分を日割り計算により減額した額	ある	閉会日の属する月の翌月分以後の議員報酬から当該定例会等の会期の日数分を日割り計算により減額した額	ある	閉会日の属する月の翌月分以後の議員報酬から当該定例会等の会期の日数分を日割り計算により減額した額	ある	東大阪市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例のとおり		支給停止又は減額以外の規定あり	議会議長が議会運営委員会に諮って、やむをえない事由があると認めた場合はこの限り（支給減額）ではない。	議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		令和4年4月1日		適用したことがない		
大阪府寝屋川市	ある	ある	当該欠席した日の属する月分から、同日後において最初に議会の会議に出席（被疑者又は被告人として身体の拘束を受けていること以外の正当な理由により議会の会議を欠席した場合を含む。）をした日の属する月の前月分までの各月分（これらの日が同じ月に属するときは、当該月分）の支給を停止する。	ない		ある	当該定例会の閉会の日の属する月の翌月分から、当該議員がその後に開かれた定例会の会議に出席した日の属する月の前月分までの各月分の議員報酬は、支給しない。	ある	下記に該当しない場合の長期欠席 (1) 出産 (2) 感染症の罹患（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第１項に規定する患者又は無症状病原体保有者であるときに限る。）(3) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養（医師の診断書の提出があり、議長がやむを得ないと認めるときに限る。）(4) 前３号に掲げる事由に類するものとして議長が認める事由	当該定例会の閉会の日の属する月の翌月分から、当該議員がその後に開かれた定例会の会議に出席した日の属する月の前月分までの各月分の議員報酬は、支給しない。	支給停止又は減額以外の規定あり	逮捕・拘留の場合 当該議員報酬の支給の停止の理由となった行為に係る刑事事件につき、公訴を提起しない処分があったとき又は無罪の裁判（無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。）が確定したときは、これを解除する。 議員報酬の支給の停止の理由となった行為に係る刑事事件につき有罪の裁判が確定したときは、次に掲げる議員報酬は、支給しない。この場合において、同項の規定により支給を停止すべきであった月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月分の議員報酬の支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。 (1) 逮捕・拘留により支給を停止した議員報酬 (2) 当該裁判において言い渡された刑の執行のため刑事施設に収容された期間につき、その始期の属する月分からその終期の属する月分までの各月分の議員報酬	議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		昭和31年9月1日	令和４年に議員の長期欠席に伴う議員報酬の取扱いについて、協議が行われ条例の一部改正を行った。	適用したことがある	議員の逮捕・拘留による長期欠席	令和４年８月分から令和５年４月分（議員任期満了）までの議員報酬及び期末手当の支給停止（ただし、令和４年８月分は条例施行前に、既に支給していた。）
兵庫県姫路市議会	ある	ない		ない		ない		ある	次の各号に掲げる理由による欠席以外のもの。(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったため (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第１８条第１項に規定する患者又は無症状病原体保有者であるため (3) 医師の証明等に基づき出産予定日から起算して出産前５６日目（多胎妊娠の場合にあっては９８日目）に当たる日から出産の日後５６日目に当たる日までの期間内における母体保護のため	連続する４回の定例会及び当該４回の定例会の間に開催される次の各号に掲げる会議等の全てを欠席したときは、その者には、当該４回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。(1) 議会の会議 (2) 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会 (3) 姫路市議会会議規則（昭和５２年議会規則第１号）第８７条の２で規定する委員の派遣 (4) 姫路市議会会議規則第１２１条で規定する議員の派遣	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		平成27年10月8日	議会の会議等を欠席した議員について、欠席の常況が長期間継続する場合に、長期期間経過以降の議員報酬を支給しないこととするとともに、対応する期末手当も減額する等の措置を講じることにより、議員報酬の適正化を図るもの。	適用したことがない		
兵庫県尼崎市議会	ある	ある	勾留等を受けているため会議等で当該議員が出席し、又は参加すべきものについて欠席し、又は参加しなかったときは、当該議員について、その欠席し、又は参加しなかった日の属する月の翌月から、同日後において、当該議員が初めて議会の会議等について出席し、若しくは参加した日又は当該議員が初めて勾留等を受けていること以外の理由により議会の会議等について欠席し、若しくは参加しなかった日の属する月（当該月の初日から出席日等の前日までの間において、当該議員が勾留等を受けているため議会の会議等について欠席し、又は参加しなかった日があるときは、当該月の翌月）までの各月分の議員報酬に限り、その支給を一時差し止めるものとする。その後、不起訴や無罪の裁判等があった際には一時差し止めた報酬は支給することとし、有罪の裁判が確定した場合は一時差し止めた報酬は支給しないこととしている。 また、期末手当については、基準日前6月以内に議員報酬の支給を一時差し止めた月又は一時差し止めるべき月があったときは、支給すべき報酬額から、その期間に応じ、その支給を一時差し止めた額は支給しないこととしている。 なお、勾留等を受けている場合、長期欠席でなくても支給停止としている。	ある	連続する3回以上の定例会のうち初めの定例会の会期の初日から当該連続定例会の最後の定例会の会期の末日までの間において、会議等で当該議員が出席し、又は参加すべきものの全てについて欠席し、又は参加しなかった場合における当該議員の議員報酬月額は、連続して欠席した定例会の回数に応じて減額することとしており、3回で100分の80、4回で100分の70、5回以上で100分の50の割合を乗じて得た額を報酬月額とする。また、連続する定例会の期間については、改選をまたぎ連続当選した場合にも適用することとしている。なお、期末手当については、基準日に当規定の適用があった際には、その適用後の額を基準額とし計算するものとしている。	ある	連続する3回以上の定例会のうち初めの定例会の会期の初日から当該連続定例会の最後の定例会の会期の末日までの間において、会議等で当該議員が出席し、又は参加すべきものの全てについて欠席し、又は参加しなかった場合における当該議員の議員報酬月額は、連続して欠席した定例会の回数に応じて減額することとしており、3回で100分の80、4回で100分の70、5回以上で100分の50の割合を乗じて得た額を報酬月額とする。また、連続する定例会の期間については、改選をまたぎ連続当選した場合にも適用することとしている。なお、期末手当については、基準日に当規定の適用があった際には、その適用後の額を基準額とし計算するものとしている。	ある	長期欠席は理由にかかわらず減額している。	連続する3回以上の定例会のうち初めの定例会の会期の初日から当該連続定例会の最後の定例会の会期の末日までの間において、会議等で当該議員が出席し、又は参加すべきものの全てについて欠席し、又は参加しなかった場合における当該議員の議員報酬月額は、連続して欠席した定例会の回数に応じて減額することとしており、3回で100分の80、4回で100分の70、5回以上で100分の50の割合を乗じて得た額を報酬月額とする。また、連続する定例会の期間については、改選をまたぎ連続当選した場合にも適用することとしている。なお、期末手当については、基準日に当規定の適用があった際には、その適用後の額を基準額とし計算するものとしている。	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		＜勾留等＞令和４年１０月１２日＜長期欠席＞令和５年２月２４日	＜勾留等＞ 議員が勾留等で議会の会議等を欠席、又は参加しなかった場合、自らの責と疑われる事象により議員としての公務を果たすことが出来ず、市民の負託に応えられないこととなる。それにもかかわらず、議員報酬及び期末手当を通常どおり支給することは住民の信頼を損ねる恐れがあるので、規定を設けるべきではないかとの提案が複数の議員からあり、令和４年10月に条例を改正するに至った。 ＜長期欠席＞ 議員が長期に議会の会議等を欠席した場合、議員としての公務を果たせなくなるため、市民の負託に応えられないこととなり、議員報酬及び期末手当を通常通り支給することは市民の信頼を損ねる恐れがある。また、過去に長期欠席議員がいたこともあり、当時から課題として認識していたことから規定を設けるべきではないかとの提案が複数の議員からあり、令和5年2月に条例を改正するに至った。	適用したことがない		

名前	問１－１　支給停止、減額又はその他の規定の有無	①議員の逮捕・拘留による長期欠席	①の場合の減額等の内容	②災害や疾病等、やむを得ない事情による長期欠席	②の場合の減額等の内容	③自己都合による長期欠席	③の場合の減額等の内容	④その他の理由による長期欠席	④欠席理由	④の場合の減額等の内容	問２－２　その他の規定の有無	その他の規定内容（自由記述）	問３－１　問１－１で「ある」と回答した規定の根拠を御教示ください	上記で「その他」を選択した場合、詳細を御教示ください。	問３－３　条例の施行時期を御教示ください。	問３－４　条例の制定・改正に至った経緯を御教示ください。	問４　減額等規定を適用した実績がある場合は御教示ください。	減額等規定を適用した際の欠席理由	減額等規定の適用期間
兵庫県西宮市議会	ある	ある	当該逮捕を受けた日から当該逮捕等を解かれる日までの間報酬等を一時差し止めする。 一時差し止める額は、各月における逮捕等の期間の日数に応じて、当該逮捕等の期間に属する月の日数を基礎として日割りにより計算した額とする。	ある	181日～365日までの欠席で５割減／366日以上で10割減	ある	181日～365日までの欠席で５割減／366日以上で10割減	ある	除外する欠席事由は設けていない	181日～365日までの欠席で５割減／366日以上で10割減	支給停止又は減額以外の規定あり	一時差止処分を受けた議員が、理由となった刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があったとき、公訴を提起されることなく逮捕等を受けた日から１年を経過したとき、または無罪判決が確定したときは、一時差止処分を取り消さなければならない。	その他	西宮市議会議員の議員報酬等の支給等の制限に関する条例	平成23年4月1日	平成21年８月より、議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給制限について協議され、平成23年４月に条例制定に至った。長期欠席における議員報酬減額については、平成28年12月より議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議で協議されたが結論が出ず、令和５年７月より議会運営委員会にて再度協議された結果、条例改正に至った。	適用したことがない		
鳥取県鳥取市議会	ある																		
島根県松江市議会	ある	ある	職務に従事しない月が引き続き３月を超えた場合には、半額を減額	ある	職務に従事しない月が引き続き３月を超えた場合には、半額を減額	ある	職務に従事しない月が引き続き３月を超えた場合には、半額を減額	ある	その他私事の故障	職務に従事しない月が引き続き３月を超えた場合には、半額を減額	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		平成20年10月3日	地方自治法が地方議会議員の位置づけの明確化のため一部改正されたことを受け、議員の報酬の支給方法等に関する規定を松江市報酬費用弁償支給条例から分離し、新たに条例として制定したもの	適用したことがない		
岡山県　倉敷市議会	ある	ある	逮捕等の処分を受けた日から処分を解かれた日までの期間で全額支給停止	ない		ある	任期中の連続する２回以上の定例会等の全てを欠席で全額支給停止	ない			規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		・逮捕等の処分による議員報酬の支給停止に関する条例改正：令和5年10月1日施行 ・長期欠席による議員報酬の不支給に関する条例改正：令和6年10月1日施行	：議員逮捕や長期欠席の議員が発生したため	適用したことがある	議員の逮捕・拘留による長期欠席	報酬9か月7日分支給停止、期末手当全額支給停止１回、日割りで減額２回
香川県高松市議会	ある	ある	議員報酬の支給の停止に係る刑事事件の有罪判決が確定した場合　当該刑事事件に関して逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたことにより市議会の会議又は委員会を欠席した日の属する月の議員報酬は、支給しない。	ある	公務上の災害、長期の療養を要する疾病その他これらに類するものとして議長が認める理由による欠席は、これを出席とみなす。	ある	議員が任期中の連続する２回の定例会並びに当該２回の定例会の間に開かれる市議会の会議及び委員会のすべてを欠席したときは、その者には、当該２回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。	ある	刑の執行として収監された場合 収監されたことにより市議会の会議又は委員会を欠席した日の属する月の議員報酬は、その支給を停止する。	上記のとおり	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		施行日：平成17年12月１日	刑事事件の容疑者として警察の取り調べを受けていた議員が行方不明となり、以降、市議会定例会等を欠席していたが、報酬支給がされていた事例を踏まえ、改正されたもの。	適用したことがある	自己都合による長期欠席	R4.1～R5.5の間の報酬及び期末手当を支給停止
福岡県久留米市議会	ある	ある	久留米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年9月1日条例第33号)　条例第５条参照	ない		ない		ある	(公訴中の期間における議員報酬の支給の停止) 議員が刑事事件の被告人として起訴された場合において、当該起訴された日からその判決が確定する日までの期間に招集された定例会又は臨時会の会議及び委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会で当該議員が所属するものをいう。以下同じ。)に欠席したとき	久留米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年9月1日条例第33号)　条例第６条参照	支給停止又は減額以外の規定あり	既に支給された議員報酬があるときは、当該支給を受けた議員は、翌月末日までにこれを返納	その他	久留米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年9月1日条例第33号)	久留米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行日：昭和31年9月1日 支給停止、減額又はその他の規定部分の一部改正・施行日：平成26年7月1日	議員が逮捕され、有罪判決を受けるまでの際に、議員報酬や期末手当が通常どおり支給されていたことから、議員報酬等に関して条例の一部改正を行った。	適用したことがない		
宮崎県宮崎市議会	ある	ある	当該処分を受けた日から当該処分による身体の拘束を解かれた日までの期間にかかる報酬の支給停止	ない		ある	一の定例会の開会の日から同日から起算して１年を経過した日までの間の定例会の会議全てを欠席した場合において、１年経過日後最初に議会の会議に出席した日の属する月が１年経過日の属する月の翌月後の月であるときは、１年経過日の属する月の翌月から出席月などの前月までの議員報酬月額を３割減額	ある	条例に基づく災害や疾病以外の理由による欠席	③と同じ	規定なし		議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		施行日：平成31年4月1日及び令和5年11月27日	平成31年4月1日：全国的に長期欠席議員の報酬が問題となったため 令和5年11月27日：当時、現職の市議会議員が逮捕される事案が発生したため	適用したことがある	議員の逮捕・拘留による長期欠席	適用期間：条例改正後、日割り計算により約１ヶ月分の報酬を支給停止 /12月期末手当の一部を支給停止
沖縄県那覇市議会	ある	ある	逮捕等を受けた日から釈放の日までの期間、議員報酬の支給停止	ある ※災害については適用外	91日以上180日以下　100分の75 181日以上270日以下　100分の50 271日以上365日以下　100分の25 366日以上　100分の0	ある	91日以上180日以下　100分の75 181日以上270日以下　100分の50 271日以上365日以下　100分の25 366日以上　100分の0	ない			規定なし		議員の議員報酬等の特例に関する条例		施行日：令和5年12月25日	令和5年7月に制定した「那覇市議会議員政治倫理条例」第19条にて「議員が、逮捕等の処分を受けたとき、別に定める条例により、議員報酬の支給を停止する」旨を規定しており、その別条例として制定した。	適用したことがない		

↑その他